政　令

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十号

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「第二十条」の下に「、第二十二条」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

省　令

○国土交通省令第九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第一項の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十四条の二　（略） （職権の委任） **第二百四十条**　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。 一～五　（略）	**第二十四条の三**　（略） （職権の委任） **第二百四十条**　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。 一～五　（略）

六　法第二十条第一項の規定による認定（次に掲げるものを除く。）

イ　初めて法第二十条第一項の認定を申請する者（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者であつて、同項第四号の能力について同項の認定を申請するものを除く。第四十五号イにおいて同じ。）に係るもの

ロ・ハ　（略）

ニ　特定本邦航空運送事業者（法第百十三条の二第一項の許可を受けた受託者（特定本邦航空運送事業者から委託を受けた者に限る。）を含む。次号ニ、第六号の三ハ、第四十五号ニ及び第四十六号ハにおいて同じ。）であつて、法第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を申請するもの又は受けたものに係るもの

六の二　法第二十条第二項の規定による認可（次に掲げるものを除く。）

イ　初めて法第二十条第二項の認可を申請する者（特定本邦航空運送事業者以外の本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者であつて、同条第一項第四号の能力について同項の認定を受けたものを除く。）に係るもの

ロ・ハ　（略）

ニ　特定本邦航空運送事業者であつて、法第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けたものに係るもの

六の三　法第二十条第四項の規定による届出の受理（次に掲げるものを除く。）

イ・ロ　（略）

ハ　特定本邦航空運送事業者であつて、法第二十条第一項第四号の能力について同項の認定を受けたものに係るもの

六　法第二十条第一項の規定による認定（次に掲げるものを除く。）

イ　初めて認定を申請する者に係るもの

ロ・ハ　（新設）

六の二　法第二十条第二項の規定による認可（次に掲げるものを除く。）

イ　初めて認可を申請する者に係るもの

ロ・ハ　（略）
（新設）

六の三　法第二十条第四項の規定による届出の受理（次に掲げるものを除く。）

イ・ロ　（略）
（新設）